

令和8年度マリーゴールドの丘イルミネーション協賛募集要項

この要項は、マリーゴールドの丘イルミネーション（以下「イルミネーション」という。）に係る協賛に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 用語の定義

- (1) 「協賛」とはイルミネーションに関し、運営上の経費を「金銭」により提供を行うことをいう。

2. 承認の基準

- (1) 協賛金は、次に掲げるものについて承認することができる。

- ①本市の施策の推進上有益であると認められるもの。
- ②堅実な活動実績を有し、かつイルミネーションへの協賛能力が十分であると認められる団体又は個人であること。
- ③政治的又は宗教的な目的を有しないものであること。
- ④その他実行委員会で、本市に有益であると認めるもの。

- (2) 次に掲げるもののほか、マリーゴールドの丘イルミネーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）で不適當と認められる協賛については承認しないものとする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの。
- ②貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条1項に規定する貸金業に該当するもの。
- ③暴力団員等と関係を有するもの。

- (3) 協賛の単位は、1口1,000円とし、申し込みは何口でも可とする。なお、協賛による名前の掲載は次のとおりとする。

団体

- ① 開催期間中に会場内に設置する看板（10口10,000円以上）
- ②本庄市ホームページやマリーゴールドの丘イルミネーション実行委員会公式Instagram
- ③開催周知配布用チラシ（10口10,000円以上）

個人(希望者のみ)

- ① 開催期間中に会場内に設置する看板（10口10,000円以上）
- ②本庄市ホームページやマリーゴールドの丘イルミネーション実行委員会公式Instagram

3. 申込の手続き

- (1) 協賛の申し込みをしようとするものは、別紙「協賛申込書」に必要事項を記入し、令和8年8月31日(月)までに実行委員会へ提出する。なお、期日以降の協賛の申し込みについても受入は可能であるが、看板やチラシへの団体名の掲載ができない場合がある。
- (2) 実行委員会事務局は、申し込みを受けたときは、速やかに協賛の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- (3) 団体・個人が得られる名前掲載の権利は、協賛が決定された日から発生し、令和9年3月31日をもって消滅するものとする。

4. 協賛金の支払い方法

実行委員会口座への振込又は実行委員・事務局への直接納付とする。

【振込先】

- 金融機関：埼玉りそな銀行 本庄支店
- 口座種別：普通
- 口座番号：5063042
- 口座名義：マリーゴールドの丘イルミネーション実行委員会
(マリーゴールドノカイルミネーションツクワイイカイ)

5. その他

- (1) イルミネーションがやむをえない事情で中止になった場合でも、受領済みの協賛金は返還しないものとする。
- (2) その他、この規定にない事項等疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決にあたるものとする。

6. お問い合わせ先

マリーゴールドの丘イルミネーション実行委員会事務局

(本庄市役所都市計画課内) 電話：0495-25-1137

F A X：0495-24-0242

Eメール：tosikei@city.honjo.lg.jp